

重要事項説明書

1 事業者

事業者名称	社会福祉法人ニコニコハウス
法人所在地	名古屋市南区鶴里町3丁目40番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 阿隅 貴臣
電話番号	052-825-0711

2 ご利用施設

利用施設名称	ニコニコデイサービス鶴里
所在地	名古屋市南区鶴里町3丁目40番地1
施設長名	松浦 信太郎
電話番号	052-825-0711
FAX 番号	052-819-1577
営業時間	9:30~16:00
営業日	月曜日~土曜日
休業日	日曜日、12月31日~1月3日

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
施設運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1 当施設にあたっては、事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。2 事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。3 利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。4 居宅サービス計画に沿ったサービスを提供する。

	5 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
	6 適正な介護技術をもってサービスを提供し、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

4 施設の概要

通所介護施設

	敷地	1 1 5 2, 5 4㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建（耐火建築）
	延べ床面積	4 2 9, 4 4㎡
	利用定員	4 0名

(1) 設備

設備の種類	室数	面積	利用者 1 人あたりの面積	備考
食堂	1 室	82,60 ㎡	4, 5 5㎡	
機能訓練室	1 室	49,56 ㎡		
相談室	1 室	11,87 ㎡		
一般入浴室	1 室	36,97 ㎡		脱衣室を含む
機械浴室	1 室	41,55 ㎡		脱衣室を含む
厨房	1 室	55,70 ㎡		厨房倉庫を含む
健常者用便所	1 箇所			
身障用便所	1 箇所			

5 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	人数	常勤		非常勤		事業者の 指定基準	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1			1 ※兼務可	社会福祉士
生活相談員	3		3			1	社会福祉士1名 介護福祉士2名
介護職員	18	2	2	14		6	介護福祉士5名
看護職員	3			3		1	正看護師3名 日ごとに看護職員、機能訓練指導員としていずれかに専従配置
機能訓練指導員	3			3		1	

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

サービス種別	内 容
日常生活上の援助	日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。 ア 排泄の介助 イ 移動の介助 ウ その他必要な身体の介助 エ 養護（休養）
健康状態の確認	利用者の健康状態を確認し、健康管理のために必要な助言を行う。
機能訓練サービス	利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。 ア 日常生活動作に関する訓練 イ レクリエーション ウ グループワーク エ 体操 オ 行事等活動 カ 趣味活動
送迎サービス	障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行い、必要に応じて送迎車輛への乗降及び移動の介助を行う。
入浴サービス	居宅における入浴が困難な利用者に対して、一般浴槽または特殊浴槽による必要な入浴サービスを提供し、必要に応じて衣類着脱、身体の清拭、洗身、洗髪、その他の介助を行う。
相談サービス	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

上記サービスの利用に対しては、支援費が支給されます。支援費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき

利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額（利用者負担額）

をお支払いいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

☆ 自立支援法対象のサービス利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った支援費額は、利用者に通知します。

＜償還払い＞

- ☆ 給付費額を事業者が代理受領を行わない場合は、市町村が定める支援費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると給付費が支給されます。）

(2) サービス利用に伴う実費負担額（契約書第4条参照）

サービス種類	内 容
食事材料の提供	施設で提供させていただく給食については、実費を申し受けます。 360円
オムツの提供	オムツは100円、パッドは50円を申し受けます。
事業所区域外送迎	通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 通常の送迎範囲の境界から片道5km未満 片道500円 通常の送迎範囲の境界から片道5km以上 片道900円
その他	通所介護の中で提供されるサービスの内、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

(3) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7 サービス内容に関する苦情

当施設のご利用者相談窓口室	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者 松浦 信太郎(施設長) ・窓口担当者 服部 恵美子(生活相談員) ・ご利用時間 月～金 10:00～17:00 ・ご利用方法 担当者まで直接または電話でご相談ください。 <p>* 匿名を希望される方は、センター内の『ご意見箱』に投入いただくか、上記担当者あて封書等でお寄せください。</p> <p>また、以下のところでも苦情を受付けます。</p> <p>あいち福祉オンブズマン FAX052-228-1738 (社会福祉法人ニコニコハウスが契約している第三者機関です) 愛知県国民健康保険団体連合会 TEL052-971-4165 名古屋市健康福祉局介護保険課 TEL052-959-3087</p>
---------------	--

8 非常災害時対策

非常災害対策	別途定める『社会福祉法人ニコニコハウス消防計画』に則り、日頃から防火教育、避難訓練等に取り組むとともに、災害発生時には防火管理者の指示の下、迅速かつ適切に対応を図ります。			
近隣との協力関係	鶴里町消防団と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	・ 別途定める『社会福祉法人ニコニコハウス消防計画』に則り、年2回（6月と10月）、利用者の方も参加して避難訓練を行います。 ・ また、年4回施設防災会議を開催し職員の防災教育を実施します。			
防災設備の概要	設 備 名 称	個数等	設 備 名 称	個数等
	非 難 口	4箇所	非常警報装置	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘 導 灯	3箇所	非常用電源装置	有
	内装材等の防煙性能	有		
消防計画等	消防署への届出日： 平成28年 10月 28日 防 火 管 理 者：(職・氏名 ニコニコハウス鶴里 石川修平)			

9 当施設ご利用にあたっての留意事項

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出てください。 (2) 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用してください。 (3) 喫煙は決められた場所をお願いします。 (4) 事業所内では、営利活動、政治活動、宗教活動は行わないでください。 (5) 時間に遅れた場合は送迎サービスを受けられない場合があります。 (6) 利用予定日に利用しない場合は、緊急やむを得ない場合を除き前日までに連絡してください。 (7) 連続して1ヶ月以上利用しなかった場合は、利用契約を解除することがあります。 (8) 介護保険デイサービスのお年寄りのご利用者と過ごしていただくことになります。 (9) ご利用者同士での物品等の受け渡しはしないでください。 (10) 職員への贈り物は禁止させていただきます。 (11) 利用時間以外での職員との個人的行動は禁止させていただきます。 (12) 暴風警報発令時、避難勧告発令時、積雪の時など、臨時休業する場合があります。 (13) 昼食のキャンセルは当日 10:00 までをお願いいたします。10:00 以降のキャンセルについては食事代の請求をさせていただきます。

私は、本書面により乙の職員（職・氏名 ）から上記重要事項の説明を受けたことをここに確認します。

令和 年 月 日

【 ☐成年後見人 ☐補助人・☐保佐人・☐後見人】

利用者 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名